

前橋市準用河川流水占用料等徴収条例の改正について

令和2年11月26日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

前橋市準用河川流水占用料等徴収条例（平成12年前橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号に後段として次のように加える。

この場合において、土地の占用期間が1か月未満である場合の土地占用料の額は、1か月として計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表流水占用料（1年につき）の項及び土地占用料（1年につき）の項を次のよう改める。

流水占用 料（1年 につき）	鉱工業用水	毎秒1リットル	4,330円
土地占用 料（1年 につき）	農地	1平方メートル	18円
	宅地（敷地通路等）	1平方メートル	営利用 250円 非営利用 140円
	第1種電柱	1本	510円
	第2種電柱	1本	790円
	第3種電柱	1本	1,100円
	第1種電話柱	1本	460円
	第2種電話柱	1本	730円
	第3種電話柱	1本	1,000円
	その他の柱類	1本	46円
	公衆電話所	1個	910円
	鉄塔敷	1平方メートル	910円
諸 管	外径が0.07メートル未 満のもの	1メートル	19円

埋設	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	82円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	190円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	270円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	550円
宅地（用途廃止申請物件）		1平方メートル	當利用 660円 非當利用 380円
日除け		1平方メートル	當利用 250円 非當利用 140円
上空通路		1平方メートル	
看板		1平方メートル	
その他の工作物		1平方メートル	
その他		その都度市長が定める単位及び額	

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。